

## ○介護支援専門員資質向上研修の改正について

(H28.3 栃木県保健福祉部高齢対策課)

介護支援専門員実務研修等の実施については、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36通知）等により実施することとされている。

昨今、介護支援専門員に係る研修見直しについて提言されたことを踏まえ、厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準の一部改正及び介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修課程の見直しが行われ、平成28年度の研修から、改正されることとなった。

本県では、指定研修機関（とちぎ健康福祉協会）において、6月から順次開催を予定しており、平成28年度の研修日程・受講料等は、4月11日頃から、とちぎ健康福祉協会ホームページ

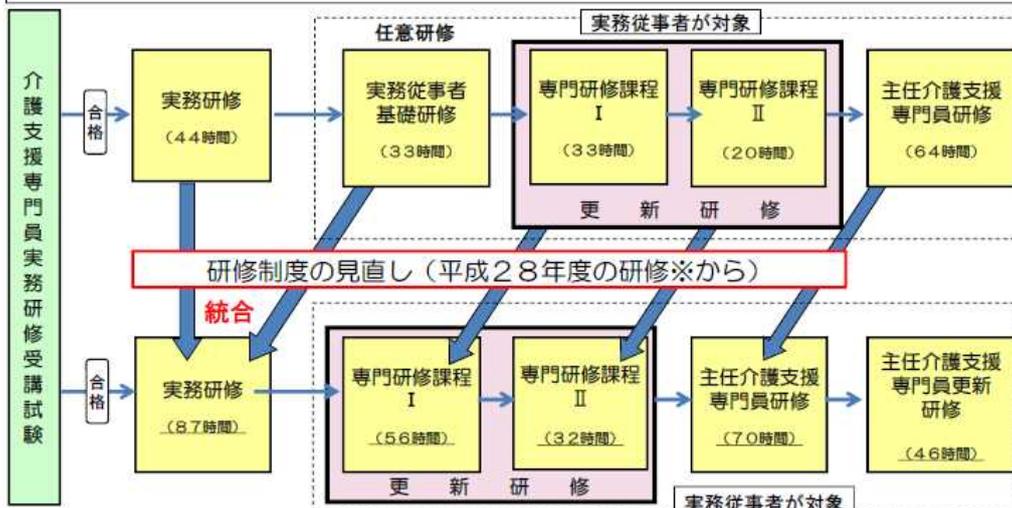
(<http://www.tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/k-annai.html>) に掲載予定である。

研修別	内容	現行		改正後	
		時間数	研修日数	時間数	研修日数
実務研修		*77時間	*13日	87時間	15日
再研修		44時間	8日	54時間	12日程度
更新 研修	未経験者	44時間	8日	54時間	12日程度
	実務経験者（1回目）	53時間以上	11日程度	88時間	19日
	実務経験者（2回目以降）	20時間	4日	32時間	8日
専門 研修	課程Ⅰ	33時間以上	7日程度	56時間	11日
	課程Ⅱ	20時間	4日	32時間	8日
主任研修		64時間		70時間	13日
主任更新研修（新設）				46時間	8日

\*現行の基礎研修を含めた時間数・日数を掲載

## 介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を実施。
- 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修終了時に修了評価を実施。



※ 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。